

学校法人大原学園 大原スポーツ医療保育福祉専門学校
介護職員初任者研修（通信）規定

（趣 旨）

第1条 この規定は、学則第36条の2により、附帯教育事業に関する必要な事項を定める。

（目 的）

第2条 この事業は、超高齢社会到来により生ずる社会構造の変化へ対応する新たな人材育成に寄与すべく、公的性格の高揚を図り、高齢者等の多様化するニーズに対応した専門的な知識、技術を有する介護に従事する職員を養成することを目的とする。

（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下「研修」という）を実施する。
介護職員初任者研修（通信形式）

（研修事業の名称）

第4条 研修の名称は次のとおりとする。
学校法人大原学園 大原スポーツ医療保育福祉専門学校 介護職員初任者研修

（年間事業計画）

第5条 2019年度の研修事業は次の計画のとおり実施する。

回数	実施期間	募集定員	会場	曜日コース
第1回	令和元年11月～令和2年3月	20名	福井市	土曜コース
計		20名		

（受講対象者）

第6条 受講対象者は福井県及び近郊在住で、通学可能な概ね18歳以上の者とする。

（研修参加費用）

第7条 研修参加費用は次のとおりとする。

内 訳	金 額	納付形態	納付期限
入学金	6,000円	一括納入	受講開始前日まで
受講料(テキスト代含む)	82,000円 (9月30日までの申込)	一括納入	受講開始前日まで
	83,500円 (10月1日以降の申込)		

（使用教材）

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。
（財）長寿社会開発センター
介護職員初任者研修テキスト

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

(研修会場)

第10条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は、学校法人大原学園 福井校 本館とする。

(担当講師)

第11条 研修を担当する講師は別紙「講師一覧」のとおりとする。

(募集手続)

第12条 募集手続きは次のとおりとする。

- (1) 介護職員初任者研修事務局に電話予約をする。予約の段階で定員管理を行い、定員に達した時点で申し込み受付は終了する。
- (2) 予約をした受講者は、当校指定の申込み用紙に必要事項を記載し、受付に受講料と申し込み用紙を持参し受講手続きを取る。
- (3) 提携している大学生協、購買会等にて受講料を納入した場合には、納入の控えに受講申込書をそえて、受付に持参又は郵送し受講手続きを取る。
- (4) 受講料を銀行又は郵便振込みをした場合には、振込証明書（コピー可）に受講申込書をそえて、受付に持参又は郵送し受講手続きをとる。
- (5) 受講手続完了後、受講解約の申し出があった場合は、当校所定の規約に基づき返金額を計算し返還する。

(科目の免除)

第13条 次の要件をいずれも満たす受講者は、科目を免除することができる。

1 免除対象者

- (1) 看護師、準看護師、保健師
- (2) 居宅介護従事者養成研修修了者
- (3) 福井県介護人材新規就業支援事業において、福井県社会福祉協議会が実施する初任者研修および雇用先事業所が実施する実習を修了した者

2 免除の適用

- (1) 看護師、準看護師、保健師
全科目を免除することができる。
- (2) 居宅介護従事者養成研修修了者（1級課程～2級課程）
全科目を免除することができる。
- (3) 福井県介護人材新規就業支援事業において、福井県社会福祉協議会が実施する初任者研修および雇用先事業所が実施する実習を修了した者

①職務の理解（6時間）

②こころとからだのしくみと生活支援技術（7.5時間）のうち、

（2）生活支援技術の講義・演習（5.0～5.5時間程度）

（通信による実施方法）

第14条 通信による実施方法は、次のとおりとする。

(1) 学習方法

① テキストにより、自宅学習を行う。

② 自宅学習の成果を確認するため、レポートの課題に対する解答を郵送により提出させる。

③ レポートの課題は、カリキュラムの内容を網羅するものとし、科目ごとに課題を設定し、選択式による問題と記述式による問題とする。

④ 内容理解を高めるため、担当講師による面談指導講義を実施する。

(2) 評価の方法

提出されたレポートは、添削を行い、理解度の高い順にA・B・C・Dの区分で評価を行う。A・B・Cを合格とし、理解度の低いDの場合はレポートを再提出させ、理解度が深まるまで繰り返し提出させる。なお、合格したレポートは返却しない。

【レポートの評価】 A=90点以上・B=80点以上・C=70点以上 合格

D=70点未満 不合格

(3) 個別学習への対処方法

受講生が自宅での学習中に生じた質問内容に対して、電話・FAX・郵便で受け付け、講師による回答を電話又はスクーリング時に回答する。

（修了の認定）

第15条 修了の認定は、介護技術の習得が認定され、かつ全科目を履修した者に対して1時間以上の筆記試験を行い、修了認定会議で修了と認められた者とする。

（研修欠席者の扱い）

第16条 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。

また、やむを得ず欠席する場合に必ず「欠席届」を提出する。

（補講について）

第17条 受講者が欠席した場合、補講を行うものとする。

（受講の取消）

第18条 次の各号に該当するものは、受講を取消することができる。

(1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者

(2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者

(修了証明書等の交付)

第19条 第15条により修了を認定された者は、当校において福井県介護職員初任者研修事業実施要綱に規定する修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付する。

(修了者の管理)

第20条

- (1) 修了者は修了者台帳に記載し、福井県で指定された様式に基づき知事に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。

(公表する情報の項目)

第21条 当校は、福井県介護職員初任者研修事業実施要綱に規定する研修機関が公表すべき情報の必須項目について、ホームページなどで公表する。

(研修事業執行担当部署)

第22条 研修事業は当校事業部介護職員初任者研修事務局で行う。

(その他留意事項)

第23条 研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：介護福祉科受講生担当窓口 電話 0776-21-0001

- (2) 事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

(施行細則)

第24条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当校がこれを定める。

(附則)

1. この規定は、平成25年4月1日から施行する。
 - 平成26年4月1日から一部改正施行。
 - 平成27年4月1日から一部改正施行。
 - 平成28年4月1日から一部改正施行。
 - 平成29年4月1日から一部改正施行。
 - 平成30年4月1日から一部改正施行。
 - 平成31年4月1日から一部改正施行。

講師一覧

令和元年10月現在

氏名	現職（在職年数）資格（取得年月日） および実務経験（経験年数）	専任 兼任
玉木 千春	現職 大原スポーツ医療保育福祉専門学校 資格 看護師・介護支援専門員 経験 教歴 19年2ヶ月	専任
峯田 深雪	現職 大原スポーツ医療保育福祉専門学校 資格 介護福祉士 経験 職歴 11年3ヶ月・教歴 8年4か月	専任
佐々木 翔	現職 大原スポーツ医療保育福祉専門学校 資格 介護福祉士 経験 職歴 8年 教歴 1年3ヶ月	専任
斎藤 聖子	現職 大原スポーツ医療保育福祉専門学校 資格 社会福祉士 経験 教歴 21年8ヶ月	専任
大谷 恵子	現職 大原スポーツ医療保育福祉専門学校 資格 介護福祉士 経験 職歴 12年7・教歴 14年1月	専任